

「フォークリフト運転技能講習」実施のご案内



最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転業務は、「フォークリフト運転技能講習」を修了した者でなければ就業できない旨が労働安全衛生法に定められております。
当協会では、この「技能講習」を次のとおり、実施しますのでご案内致します。

講習の日時等 猛暑、台風、大雪等により安全な開催が困難な場合には、中止となる場合があります。	定員20名	1日目：学科 2～4日目：実技			
	令和4年 4月11(月)～14(木)	5月16(月)～19(木)	6月6(月)～9(木)	8月23(火)～26(金)	9月16(金)～22(木)
	令和4年 10月25(火)～28(金)	11月28(月)～12/1(木)	令和5年 1月10(火)～13(金)	2月13(月)～16(木)	3月6(月)～9(木)
【受付】午前7時50分～8時10分 【オリエンテーション】午前8時15分～ 【講習】午前8時30分～ (実技講習は午前8時10分～)					

講習会場	群馬県大型特殊自動車練習所 群馬県前橋市荒口町329-1 電話 027-268-2717
------	--

受講者の区分	A 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許(カタピラ限定)をお持ちの方で、フォークリフト運転業務に従事した経験のない方(学科講習1日、実技講習3日)
	B 大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)をお持ちの方(学科講習1日、実技講習2日)

受講料金	会員	A 37,170円(税込)	受講料(税別)32,591円+消費税+テキスト代(税込)1,320円	テキスト代は協会が一部負担
		B 32,770円(税込)	受講料(税別)28,500円+消費税+テキスト代(税込)1,420円	
	非会員	A 37,500円(税込)	受講料(税別)32,591円+消費税+テキスト代(税込)1,650円	
		B 33,000円(税込)	受講料(税別)28,500円+消費税+テキスト代(税込)1,650円	

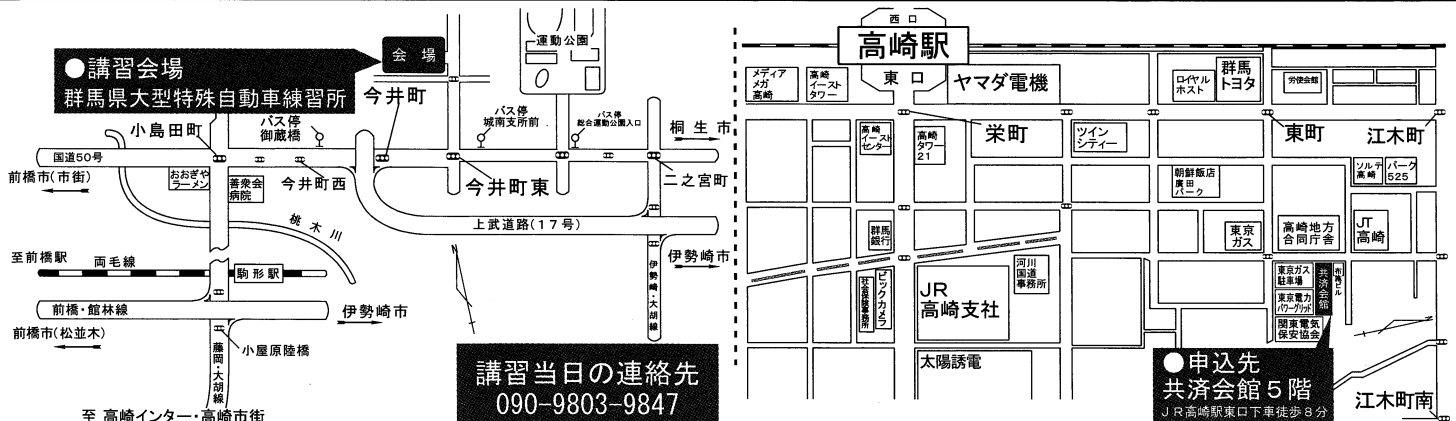
会員事業場とは、群馬県内のいずれかの労働基準協会に加入している事業場のことです。

申込方法	<ol style="list-style-type: none"> お申込みの前に電話で予約し、「予約番号」をお取りください。 予約番号取得後、裏面の申込書に運転免許証の写しを添付して、早めにご持参又は郵送にてご提出ください。講習日の10日前までに提出がない場合には、予約取消となります。 受講料金を下のいずれかの方法により、事前にお支払いください。郵送、銀行振込の場合には受講日の10日前までにお願いします。 *講習開始日の10日前までの申込取消は、受講料金を返金(振込の場合には手数料控除)致します。 <p>【ご持参】当協会事務所にてお支払いください 【郵送】現金書留にて郵送ください 【銀行振込】振込先：群馬銀行 高崎田町支店 普通1047986 一般社団法人高崎労働基準協会 *振込手数料はお申込者にてご負担ください</p>
------	--

申込先(問合せ先)	群馬労働局登録教育機関 一般社団法人 高崎労働基準協会 TEL 027-323-9847 〒370-0045 群馬県高崎市東町172-16 共済会館5階 FAX 027-327-9015 ※当協会にお越しの場合は、行事等により留守の場合がありますので、電話にて確認のうえお越し下さい。
-----------	--

修了証	法令で定められた全科目・全講習時間を受講され、かつ、修了試験(学科及び実技)合格者に、【フォークリフト運転技能講習修了証】を交付します。遅刻等の場合は、交付できませんので、ご注意下さい。
-----	---

その他	<ul style="list-style-type: none"> 各日程とも、必ず午前8時10分までに受付を済ませて下さい。【遅刻不可】 学科講習受講時には、筆記用具を必ず持参して下さい。昼食は各自でご用意ください。 実技講習は屋外で実施。実技・天候にあった服装で参加。ヘルメットを持参してください。【雨天決行】 講習会場での写真、動画撮影やSNS投稿はおやめください。
-----	---



講習当日の連絡先
090-9803-9847

申込先
共済会館5階
JR高崎駅東口下車徒歩8分

「フォークリフト運転技能講習」受講申込書

(注)FAXでの申し込みは不可です。

* 申込書の控が必要な方は、恐れ入りますがコピーしてください。

予約番号	受付者
受講番号	実施管理者

受講に関する事項	申込み受講コースに○印をつけ、受講日程を記入してください。		受講資格
	受講コース	A (学科1日・実技3日) B (学科1日・実技2日)	A 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊自動車免許（カタビラ限定）をお持ちの方で、フォークリフトの作業経験のない方（31H4日間） B 大型特殊自動車免許（カタビラ限定を除く）をお持ちの方（23H3日間） <small>※自動車運転免許がない方は、この講習は受講できません</small>
	日程	月 日 ~ 月 日	
講習会場	群馬県大型特殊自動車練習所 群馬県前橋市荒口町329-1 電話 027-268-2717		

【記入要領】 修了証のデータになりますので、ボールペン等で楷書で記入願います。

申込区分	事業場 ・ 個人	受講料を銀行振込される場合は、振込日付を記入して下さい。
		振込日付 月 日 済 ・ 予定

運転免許証（写）のりづけ	フリガナ	*旧姓等併記希望の方は記載のうえ、住民票等公的な確認書類を添付してください (旧姓)	生年月日 (満才) 昭和・平成 年 月 日	本人写真貼付欄 1. 縦 30 mm~45 mm 2. 横 24 mm~35 mm 3. 単身胸から上 4. 裏面のりづけ
	氏名		電話	
	現住所 〒 -		携帯	
	※ 本申請書のほかに運転免許証の写しを左端に貼付してください。 裏書のある場合には裏面（写）も貼付してください。			
受講者	教育訓練給付制度希望 <input type="checkbox"/> 有 * 利用希望の場合には、□に✓印を付してください。 記入がない場合には希望なしとして取り扱います。		教育訓練給付制度は、Aコースを個人で受講料の負担をした方が対象です。Bコースは対象外です。 その他にも受給要件がありますので、詳しくは最寄りのハローワークにお尋ねください。	
事業場	会社名	連絡担当者		業種
	所在地 〒	電話	労働者数	
	区分 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会員 — 高崎労働基準協会 ・ 非会員 — ()労働基準協会 (注)該当項目に○印又はご記入願います	FAX	人	

【修了証の統合】

◎ 当協会が発行した技能講習修了証に限り、統合した1枚の修了証とすることができます。ご希望の方は統合する修了証の講習区分に☑を付記し、記名押印（又は署名）してください。技能講習の受講申込時に申請し、同修了証の交付と併せて行う場合には無料です。

統合する修了証の講習区分	修了証交付年月日	修了証番号
<input type="checkbox"/> 玉掛け技能講習	昭・平・令 年 月 日	第 号
<input type="checkbox"/> 有機溶剤作業主任者技能講習	昭・平・令 年 月 日	第 号
<input type="checkbox"/> 特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習	昭・平・令 年 月 日	第 号

※ 「紛失」の場合を除き、講習当日受付にて従前の修了証をご提示ください。新修了証交付後は、旧修了証は無効となります。



新しい修了証が交付されたら、旧修了証は使用いたしません。

(記名・押印又は署名) 氏名 (印)